

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 11 月 30 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例

東近江市営住宅条例（平成 17 年東近江市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 44 条及び第 45 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

別表第 1 の 1 の表御園団地の項を削り、同表中「

新大森団地	大森町、尻無町	昭和 46 年度	同
-------	---------	----------	---

」を「

同	同	昭和 46 年度	同
---	---	----------	---

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。